

議題(2) 小牧市国民健康保険の現況について

ア 令和2年度の主な動き

(ア) 決算補填等目的の繰入金の削減・解消及び税率改正について

決算補填等目的の繰入金は、法に反するものではないが、国保に加入していない住民に対し税負担を求めることになり、適切ではないことから、国は市町村に対し決算補填目的の法定外繰入の解消を求めています。

本市としても平成30年度から10年間で決算補填等目的の法定外繰入を解消することとし、平成30年度から令和2年度までの保険税率の段階的な引き上げや、賦課方式における資産割を段階的に引き下げ令和9年度に廃止する等の見直しを、平成29年度に本協議会で議論、答申いただき、平成30年度本算定から新税率により賦課・徴収しています。

【保険税の状況】

令和2年度の課税状況（決算）

単位：円

| 年度 | 調定額 | 収納額 | 収納率 | 1世帯当たり | 1人当たり |
|-----|---------------|---------------|--------|---------|--------|
| R2 | 2,834,096,724 | 2,650,332,006 | 93.52% | 153,535 | 96,882 |
| R元 | 2,864,039,900 | 2,672,593,589 | 93.32% | 152,847 | 95,132 |
| 差 | △29,943,176 | △22,261,583 | 0.20 ㊦ | 688 | 1,750 |
| 伸び率 | △1.0% | △0.83% | | 0.45% | 1.84% |

※ 「1世帯当たり」「1人当たり」は平均世帯数（R2:18,459世帯、R元:18,738世帯）・平均被保数（R2:29,253人、R元:30,106人）で調定額を除いたもの

【繰入金の状況】

単位：千円

| | R元決算 ① | R2決算 ② | ② - ① |
|---------|-----------|-----------|----------|
| 決算補填等 | 386,599 | 159,169 | △227,430 |
| 決算補填等以外 | 168,401 | 156,831 | △11,570 |
| その他繰入計 | 555,000 | 316,000 | △239,000 |

削減・解消が求められている決算補填等繰入金について、令和元年度決算と令和2年度決算を比較すると、2億2,700万円余減となりました。

これは、令和2年度の税率改正と収納率向上に加え、被保険者数の減少等から納付金が2億2,500万円余減となったこと等によるものです。

(イ) 新型コロナウイルス感染症関係

令和2年1月末以降国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国の指針に基づき、「傷病手当金」と「コロナ減免」を創設しました（いずれも期限あり）。

3月末時点の決定状況は、傷病手当金は6件 248,450円、コロナ減免は671件 56,673,300円でした。

イ 令和3年度の主な動き

(ア) 令和3年度の保険税率等について

一般会計からの決算補填を目的とする繰入の解消は、計画的に進める必要があるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気や雇用の悪化が見られ、全国的に生活支援策や国保税の減免等を実施している状況であり、税率見直しの方針に従い国保税率を引き上げることは、被保険者の理解が得られないと考え、令和3年度の国保税率は、資産割税率を除き、令和2年度の水準に据え置きました。

なお、資産割税率は計画通り引き下げました。

| R2 | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 | | R3 | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
|----|-------|--------|---------|---------|---|----|-------|---------------|---------|---------|
| 医療 | 4.66% | 14.35% | 24,100円 | 22,500円 | → | 医療 | 4.66% | 12.30% | 24,100円 | 22,500円 |
| 支援 | 1.45% | 3.64% | 7,300円 | 6,500円 | | 支援 | 1.45% | 3.12% | 7,300円 | 6,500円 |
| 介護 | 1.25% | 3.50% | 7,100円 | 5,300円 | | 介護 | 1.25% | 3.00% | 7,100円 | 5,300円 |

(イ) 軽減判定所得の基準額、賦課限度額等について

低所得世帯の負担軽減や中間所得世帯への配慮等から、軽減判定所得の基準額と賦課限度額が、平成29年度以降毎年度改訂されてきましたが、令和3年度は据え置きとなりました。

※個人所得課税の改正に伴う変更のみ実施しました。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症関係

令和2年度に引き続き、国の指針に基づき、「傷病手当金」と「コロナ減免」を実施しています（いずれも期限あり）。

傷病手当金は、適用期間を令和3年12月31日としています。

コロナ減免の財源は、本年度、減免額の40%を県特別調整交付金により賄われるよう変更となりました。

8月末時点の状況は、傷病手当金は8件、コロナ減免は79世帯から申請がされ、うち決定済みは、傷病手当金7件、282,030円、コロナ減免75件、9,819,500円です。